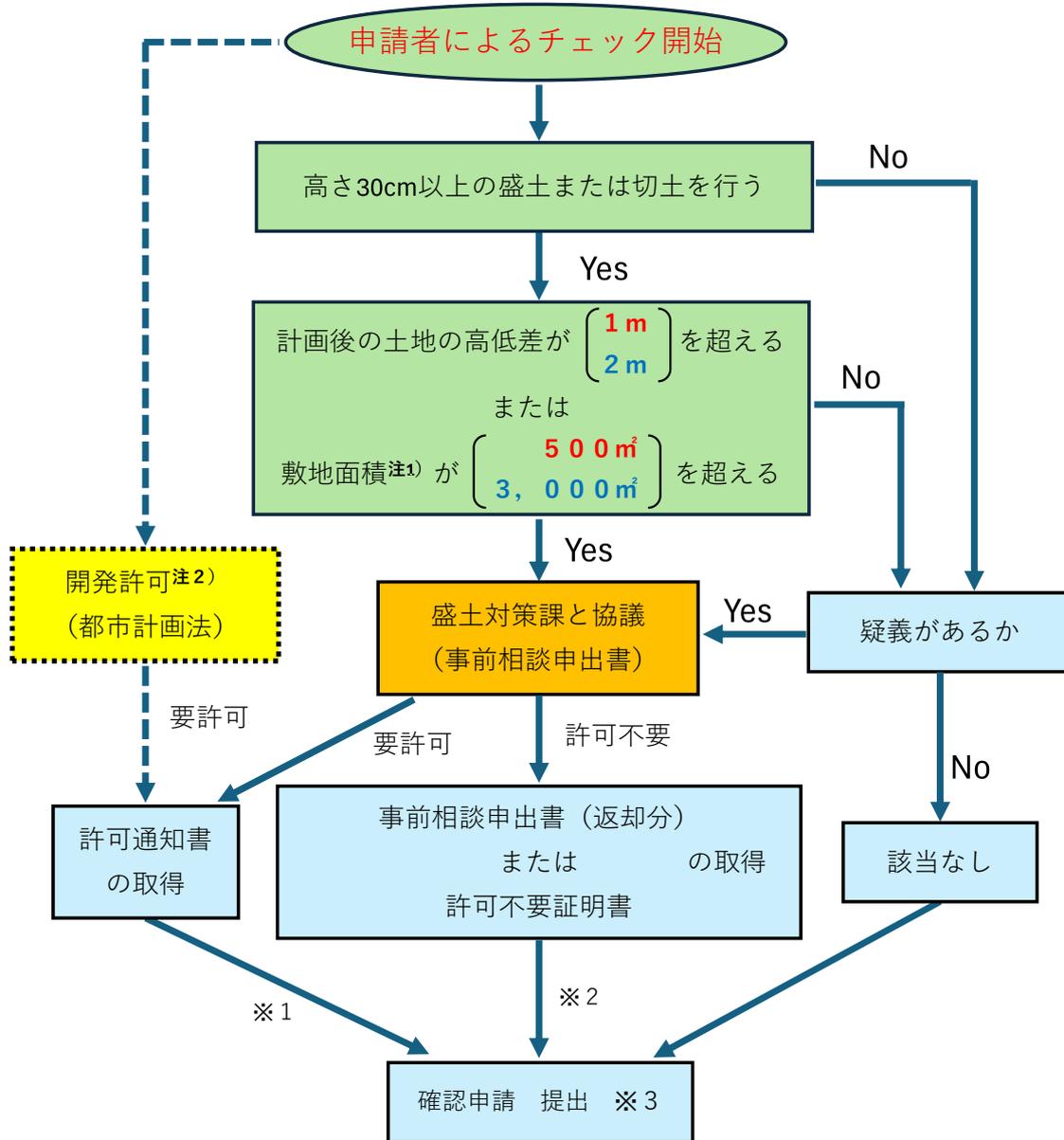


盛土規制法に係る確認申請前のチェックフロー

〔 赤字：宅地造成等工事規制区域
青字：特定盛土等規制区域 〕



※1 許可申請図書（造成計画がわかるもの）の写しを添付

※2 事前相談申出書又は許可不要証明申請に添付した図書（造成計画がわかるもの）の写しを添付

※3 県（土木事務所）に申請する場合：※1、2に加えチェックリスト（2種類）を添付

他の機関に申請する場合は、当該機関の指示に従ってください

注1 敷地外も一体で造成する場合は、全体の面積で判断するため注意してください

注2 従来どおり必要に応じて別途確認が必要です

開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものと見なされます